

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 31 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 2）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）等により、令和 8 年 6 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 から別添 6 までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

すこと。」

- ・ 当該加算 3 の要件である「当該保険医療機関における精神病床の許可病床数が 250 床以下であり、以下を全て満たすこと。」

問 77 「A 2 5 5」精神科地域密着多機能体制加算の施設基準において、「当該保険医療機関に常勤の精神保健指定医が 2 名以上配置されていること。」とあるが、どのような勤務を常勤とするのか。

(答) 週 4 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 31 時間以上であることをいう。ただし、正職員として勤務する者について、育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措置が講じられ、当該労働者の所定労働時間が短縮された場合にあっては、所定労働時間が週 30 時間以上であることをいう。

【認知療法・認知行動療法】

問 78 認知行動療法 3 の施設基準における認知療法・認知行動療法についての研修とは、具体的にどのようなものがあるか。

(答) 現時点では、以下の研修が該当する。

- ・ 厚生労働省認知行動療法研修事業による 2 日間の「認知療法・認知行動療法ワークショップ」(平成 24 年度に国立精神・神経医療研究センター、滋賀医科大学において実施したもの及び平成 25 年度以降に一般社団法人認知行動療法研修開発センター、国立精神・神経医療研究センターにおいて実施したものに限る。)
- ・ 日本精神科病院協会による 2 日間の「認知行動療法研修会」(平成 29 年度以降に実施されたものに限る。)
- ・ 一般財団法人公認心理師試験研修センターによる 2 日間の公認心理師を対象とする認知療法・認知行動療法研修会

【精神科救急急性期医療入院料】

問 79 「A 3 1 1」精神科救急急性期医療入院料の施設基準において、「当該病棟の年間の新規患者のうち 6 割以上が、「精神科救急等病棟必要性チェックリスト」において 3 点以上のものであること。」とあるが、年間の取扱い如何。

(答) 届出時は、届出前直近 1 年間を指す。それ以降は、毎年 8 月に、前年 8 月から 7 月までの 12 か月の実績を算出し基準を満たす必要がある。なお、「A 3 1 1-3」精神科救急・合併症入院料の施設基準通知(13)においても同様の取扱いとする。

【精神科救急急性期医療入院料等】